

郵便による戸籍謄本などの申請方法

【郵便申請に必要なもの】

1. **申請書**…別紙「戸籍関係郵便申請書」をご利用下さい。又は、下記の必要事項を便箋やコピー用紙などに記入して送付して下さい。

★申請書に記入する内容

- ① 申請者の住所
- ② 申請者の氏名・押印 印は認め印でも構いません。
- ③ 申請者の電話番号 日中の連絡先を記入して下さい。
- ④ 必要な戸籍の本籍
- ⑤ 必要な戸籍の筆頭者氏名 戸籍の最初に名前が書かれている人の氏名を記入して下さい。
- ⑥ 必要な人の氏名 誰の分が必要なのかを必ず記入して下さい。
- ⑦ 続 柄 必要な戸籍の筆頭者または戸籍抄本等の該当者から見た申請者の続柄を記入して下さい。
- ⑧ 使用目的 (例) パスポート申請のため、など。
- ⑨ 種 別 何が何通必要なのかを記入して下さい。

2. **手数料**…**郵便局の定額小為替**をご利用下さい。

※切手でのお支払いはご遠慮下さい。また、現金でのお支払いをご希望の方は、現金書留をご利用下さい。

料金：全部事項証明・個人事項証明	1通につき450円
除籍謄本・除籍抄本	1通につき750円
改製原戸籍謄本	1通につき750円
戸籍附票	謄本・抄本ともに1通につき200円
身分証明書	1通につき200円
住民票抄本（一人分）	1通につき200円
住民票謄本（世帯全員）	一人増える毎に40円追加（例二人世帯240円）

3. **返信用封筒と切手**

切手を貼付の上、返信用封筒に申請者の住所・氏名を記入して下さい。住所は住民票上の住所です。

※ 重さによって送料が異なります。超過分については着払いとさせていただきますのでご了承下さい。

4. **本人確認書類の写し**

下記Aのもの1点、又はBのものを2点以上送付して下さい。

A：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等

B：健康保険証、年金手帳、介護保険証等

【注意事項】

- ・本人確認書類の写しや手数料（定額小為替）又は返信用の送料が不足の場合には、不足分を再送付していただいてから書類を交付することとなります。
- ・戸籍または除籍は、本籍と筆頭者氏名で検索しますので、この二つについて書かれていなかったり、誤っている場合には、書類の交付が出来ない場合がありますのでご注意下さい。

【宛先】

〒038-3692 青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井239番地3

板柳町役場 町民生活課 町民年金係 TEL：0172-73-2111 FAX：0172-73-2120

戸籍事項証明等郵便申請書

令和 年 月 日申請

申請者	① 住所	
	② 氏名	印
	③電話番号 (日中の連絡先)	自宅・勤務先・携帯

【必要なものについてご記入下さい】

④ 本籍	青森県北津軽郡板柳町	字	番地
⑤ 筆頭者 (生年月日)	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)		
⑥ 必要な人の氏名 (生年月日)	(明・大・昭・平・令 年 月 日生) <small>*抄本・身分証明書を申請の際は必ずご記入下さい。</small>		
⑦ 続柄	本人・夫・妻・子・孫・祖父母・その他 () ※続柄は、必要な戸籍(又は除籍)の筆頭者からみた申請者の続柄を記入して下さい。 (例)母が長男の個人事項証明(抄本)を請求する場合→続柄は「父母」		
⑧ 使用目的、証明したい内容を具体的に記入して下さい (例)相続手続のため、母〇〇の出生から死亡までの戸籍 (例)廃車手続のため、〇〇から△△までの住所のつながる附票			
⑨ 種別	全部事項証明(謄本)	個人事項証明(抄本)	手数料
戸籍	通	通	450円
除籍・原戸籍	通	通	750円
戸籍の附票	通	通	200円
身分証明書		通	200円
住民票	通	通	200円 (人数によって異なります)

- * 第三者が戸籍及び戸籍の附票を申請する場合は、正当な理由が必要となります。
詳しい理由のご記入、及びその根拠となるコピーの同封をお願い致します。
- * 除籍・原戸籍を直系卑属(又は直系尊属)の方が申請する場合、直系の親族であることを証明するため、申請者の戸籍謄本等のコピーなどを添付していただくことがあります。
- * 身分証明書を本人以外の方が申請する場合は、本人の承諾書が必要です。
- * プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。
- * 偽りその他不正な手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法133条)